

## 日本医療薬学会振興賞選考規程

第1条 日本医療薬学会は、教育・社会貢献分野等で医療薬学の振興に貢献した者を表彰するため、日本医療薬学会振興賞を制定する。

第2条 賞は賞状等および副賞とする。詳細については別に定める。

第3条 授賞対象者は教育・社会貢献を通じて本学会の活動に著しい貢献が認められた者とする。

第4条 表彰は年1回とする。2名以内。

第5条 授賞候補者は功績賞・振興賞選考委員会が選考する。

第6条 会頭は、前条による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、授賞者を決定する。

第7条 受賞者の表彰は、学会賞表彰式において行う。

第8条 本規程は、理事会の議を経て改廃する。

附則 この規程は2019年10月3日より実施する。

2019年10月3日 制定

## 日本医療薬学会振興賞選考に関する内規

第1条 授賞者は、本学会理事の推薦を受けた者の中から選考する。

第2条 授賞者の会員資格及び年齢は問わない。

第3条 推薦書類は、次のとおりとする。

- (1) 振興賞推薦状
- (2) 振興賞推薦理由書
- (3) 貢献の内容  
添付書類
  - ・ 貢献を証明する資料

第4条 功績賞・振興賞選考委員会（以下、選考委員会という）は、会頭、副会頭のほか、3名以上の委員をもって組織する。

第5条 選考委員長は会頭が務め、委員会を招集するとともに委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

第6条 選考委員長は、選考結果を理事会に報告する。なお、該当者がいない場合にもその旨を報告する。

- 2 選考委員長が推薦案件に関与する場合、当該案件が含まれる賞の議決に加わることはできない。その場合、選考委員の互選により委員長の代行者を選出し議決を行う。選考委員長以外の委員が推薦案件に関与する場合は、この限りではない。

第7条 受賞者には、表彰式において、表彰状又は楯と副賞として3万円を授与する。

- 2 受賞者には、表彰式への出席に伴う交通費及び宿泊費を支給することができる。

第8条 本内規は、理事会の議を経て改廃する。

附則 本内規は2020年5月27日より実施する。

2019年10月3日 制定

2020年5月27日 改正